

## 堺市優良建設工事施工者表彰制度の見直しについて

本市では、平成24年度から堺市（上下水道局を含む。）発注の建設工事を誠実に履行し、工事成績が優秀であり、かつ、他の模範となる施工者を「堺市優良建設工事施工者」として表彰していますが、平成26年度から新たに表彰区分として「業種別」かつ「工事規模別」の区分を設けるなど、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

### 記

#### 1 表彰基準の見直し

- (1) 「業種別（※1）」かつ「工事規模別（※2）」に分けた区分ごとに表彰対象工事を選定します。
- (2) 区分ごとに工事件数率（※3）に応じ表彰件数を定め、工事成績評定が優秀な工事から順に表彰対象工事を選定（工事成績評定点が同点の場合は、表彰件数にかかわらず全件表彰対象工事とする。）します。
- (3) (2)にかかわらず、工事成績評定点が85点以上の工事は全件表彰対象工事とします。また、工事成績評定点が80点未満の工事は表彰対象工事から除きます。  
（※1）堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）別表第1に掲げる業種（土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、配水管工事、その他工事）別とする。  
（※2） 予定価格が6千万円以上の工事と予定価格が250万円を超え6千万円未満の工事で区分する。  
（※3） 前年度に完成した工事（予定価格が250万円以下の工事を除く。）に対する、当該区分ごとの工事件数の割合をいう。

#### 2 表彰結果の活用

「堺市優良建設工事施工者」としての表彰実績を、堺市（上下水道局を含む。）発注の総合評価落札方式の評価項目として活用します（活用内容については、詳細が決まり次第公表します。）。

#### 3 施行日

平成26年4月1日